



2025年5月22日

各位

会社名 澁澤倉庫株式会社
代表者名 取締役社長 大隅 毅
(コード番号 9304 東証プライム市場)
問合せ先 上級執行役員総務部長
菅野康弘
(電話 03-5646-7221)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、下記のとおり2025年6月27日開催予定の当社第178期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行等に伴う変更

当社は、取締役会の監督機能をより強化し、経営の透明性と客観性をさらに高めるために、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これにより業務執行と監督との分離を促し、重要な業務執行の決定権限を取締役会から業務執行取締役に広く委任することで、経営における意思決定の迅速化が図れます。一方、取締役会は経営方針、経営戦略を中心とした審議をより一層充実させることで、取締役会の監督機能を強化・高度化させ、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。（変更案第4条、第20条～第23条、第25条、第26条、第29条、第31条～第37条、附則第1条）

(2) 事業目的の変更

事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するとともに号数の繰下げを行うものであります。（変更案第2条）

(3) 用語の変更

経済産業省より2023年8月に「企業買収における行動指針」が公表されたこと等に伴い、用語の変更（買収への対応方針または買収への対抗措置）を行うものであります。（変更案第11条）

(4) その他全般に関する変更

その他、上記の各変更に伴う条数の変更、文言の整理、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月27日（金）

定款変更の効力発生日 2025年6月27日（金）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>第 1 条 <条文省略></p> <p>第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (18) <条文省略> <新 設></p> <p>(19) ～ (23) <条文省略></p> <p>第 3 条 <条文省略></p> <p>第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 <条文省略></p>	<p>第 1 条 <現行どおり></p> <p>第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (18) <現行どおり> (19) 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の取得、管理及び処分 (20) ～ (24) <現行どおり></p> <p>第 3 条 <現行どおり></p> <p>第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削 除> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 <現行どおり></p>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p>第 6 条～第 10 条 <条文省略></p> <p>第 11 条 (新株予約権無償割当て等に関する事項) 当社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。 2. 当社は、買収防衛策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。 (1) <u>買収防衛策</u>において定める一定の者(以下「非適格者」という。)は当該新株予約権を行使できないこと (2) 当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無<u>および内容</u>について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取り扱うことができること 3. 前項における<u>買収防衛策</u>とは、当社が資金調達などの<u>主要な事業目的</u>を主要な目的とせ</p>	<p>第 6 条～第 10 条 <現行どおり></p> <p>第 11 条 (新株予約権無償割当て等に関する事項) 当社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。 2. 当社は、<u>買収への対抗措置</u>の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。 (1) <u>買収への対応方針</u>において定める一定の者(以下「非適格者」という。)は当該新株予約権を行使できないこと (2) 当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無<u>及び内容</u>について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取り扱うことができること 3. 前項における<u>買収への対抗措置</u>とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず<u>に新株又は新株予約権の発行又は割当てを</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ずに新株または新株予約権の発行または割当てを行うこと等により当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。</p>	<p>行うこと等により当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>第 12 条～第 19 条 <条文省略></p>	<p>第 12 条～第 19 条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第 20 条（員 数） 当会社の取締役は、12名以内とする。 <新 設></p>	<p>第 20 条（員 数） 当会社の取締役は、12名以内とする。 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p>
<p>第 21 条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. <条文省略></p>	<p>第 21 条（選任方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ～3. <現行どおり></p>
<p>第 22 条（任 期） 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第 22 条（任 期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 23 条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第 23 条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 24 条 <条文省略></p> <p>第 25 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第 26 条～第 27 条 <条文省略></p> <p>第 28 条（取締役会の議事録） 取締役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名して、これを10年間本店に備置く。</p> <p>第 29 条 <条文省略></p> <p>第 30 条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 31 条（取締役の責任免除） 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第1項の賠償責任につき、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた</u></p>	<p>定めることができる。</p> <p>第 24 条 <現行どおり></p> <p>第 25 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 27 条～第 28 条 <現行どおり></p> <p>第 29 条（取締役会の議事録） 取締役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名して、これを10年間本店に備置く。</p> <p>第 30 条 <現行どおり></p> <p>第 31 条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 32 条（取締役の責任免除） 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第1項の賠償責任につき、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第 5 章 監査役及び監査役会	<削 除>
第 32 条 (員 数) <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	<削 除>
第 33 条 (選 任 方 法) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<削 除>
第 34 条 (任 期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	<削 除>
第 35 条 (常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	<削 除>
第 36 条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、監査役が、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	<削 除>
第 37 条 (監査役会の議事録) <u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名して、これを10年間本店に備置く。</u>	<削 除>
第 38 条 (監査役会規則) <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	<削 除>
第 39 条 (報 酬 等)	<削 除>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 40 条（監査役の責任免除） <u>当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第1項の賠償責任につき、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 33 条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第 34 条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第 35 条（監査等委員会の決議方法） <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 36 条（監査等委員会の議事録） <u>監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名して、これを10年間本店に備置く。</u></p> <p>第 37 条（監査等委員会規則） <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 41 条～第 44 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 41 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、第178期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第178期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p>